バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場の構造および設備に関する基準・チェックリスト

駐車場の名称	作成者（お名前・連絡先・法人の方は部署名も記載してください。）
	電話（　　）　　－

用語の意味

・省令とは、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日　国土交通省令第112号）である。
・路外駐車場車いす使用者用駐車施設とは、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設である。
・路外駐車場移動等円滑化経路とは、路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路である。

項　目			備　考
□はい □いいえ	**路外駐車場車いす使用者用駐車施設を設置しているか（省令第2条）**		
「はい」の方は、右記の項目をチェックして下さい	□	以下の式により求められる台数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設置しているか	設置台数（　　台）
	普通自動車の駐車のための駐車施設の数が200以下の場合	**普通自動車の駐車のための駐車施設の数が200を超える場合**	
	駐車施設の数（普通自動車の駐車のためのものに限る）×2/100	駐車施設の数（普通自動車の駐車のためのものに限る）×1/100＋2	
	□	駐車マスの幅が350ｃｍ以上であるか	駐車マスの幅（　　ｃｍ）
	□	路外駐車場車いす使用者用駐車施設であることの表示をしているか	
	□	路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に路外駐車場車いす使用者用駐車施設を設置しているか	
□はい □いいえ	**路外駐車場移動等円滑化経路を設置しているか（省令第3条）**		
	□	路外駐車場移動等円滑化経路を1以上設置しているか	
	□	経路上に段を設けていないか（傾斜路を併設の場合はこの限りではない）	
	□	出入り口の幅が80ｃｍ以上であるか	出入り口の幅（　　ｃｍ）
	□	通路の幅が120ｃｍ以上であるか	通路の幅（　　ｃｍ）
	□	50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設置しているか	
□はい □いいえ	**路外駐車場移動等円滑化経路に傾斜路を設置しているか（省令第３条）**		
	□	幅は、段に代わるものの場合120ｃｍ以上・段に併設するものの場合90ｃｍ以上であるか	傾斜路の幅（　　ｃｍ）
	□	勾配が12分の1を超えていないか（高さが16ｃｍ以下の場合は、8分の1を超えていないか）	
	□	高さが75ｃｍを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る）にあたっては、高さ75ｃｍ以内ごとに踏幅が150ｃｍ以上の踊り場を設置しているか	
	□	勾配は12分の1を超え、又は高さが16ｃｍを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分に、手すりを設置しているか	
□はい □いいえ	**特殊の装置を設置しているか（省令第4条）**		
	特殊装置の名称	特殊装置の認定番号	